

栗見橋修繕工事に係る基本協定の締結につき議決を求める ことについて

栗見橋修繕工事に係る基本協定を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 協定の目的 栗見橋修繕工事
- 2 協定金額 420,000,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額38,181,818円）
- 3 協定の相手方 滋賀県彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

提案理由

栗見橋修繕工事に係る基本協定の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。